

1 情報社会とコミュニケーション (pp.16-17.)

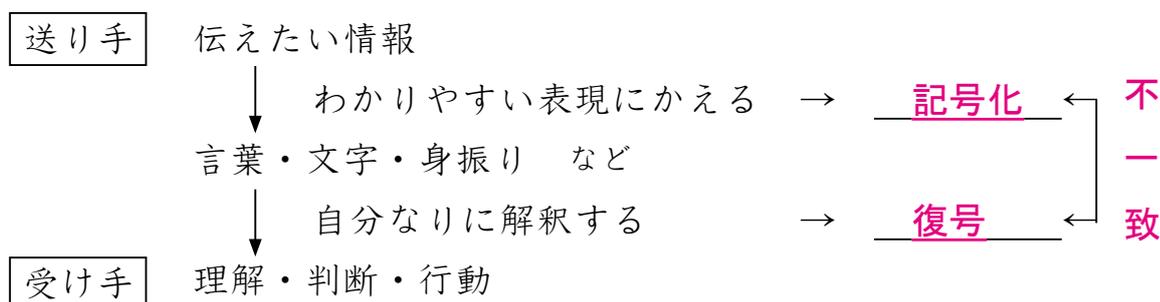
1 コミュニケーション

人が互いに思いや考え方を伝達すること

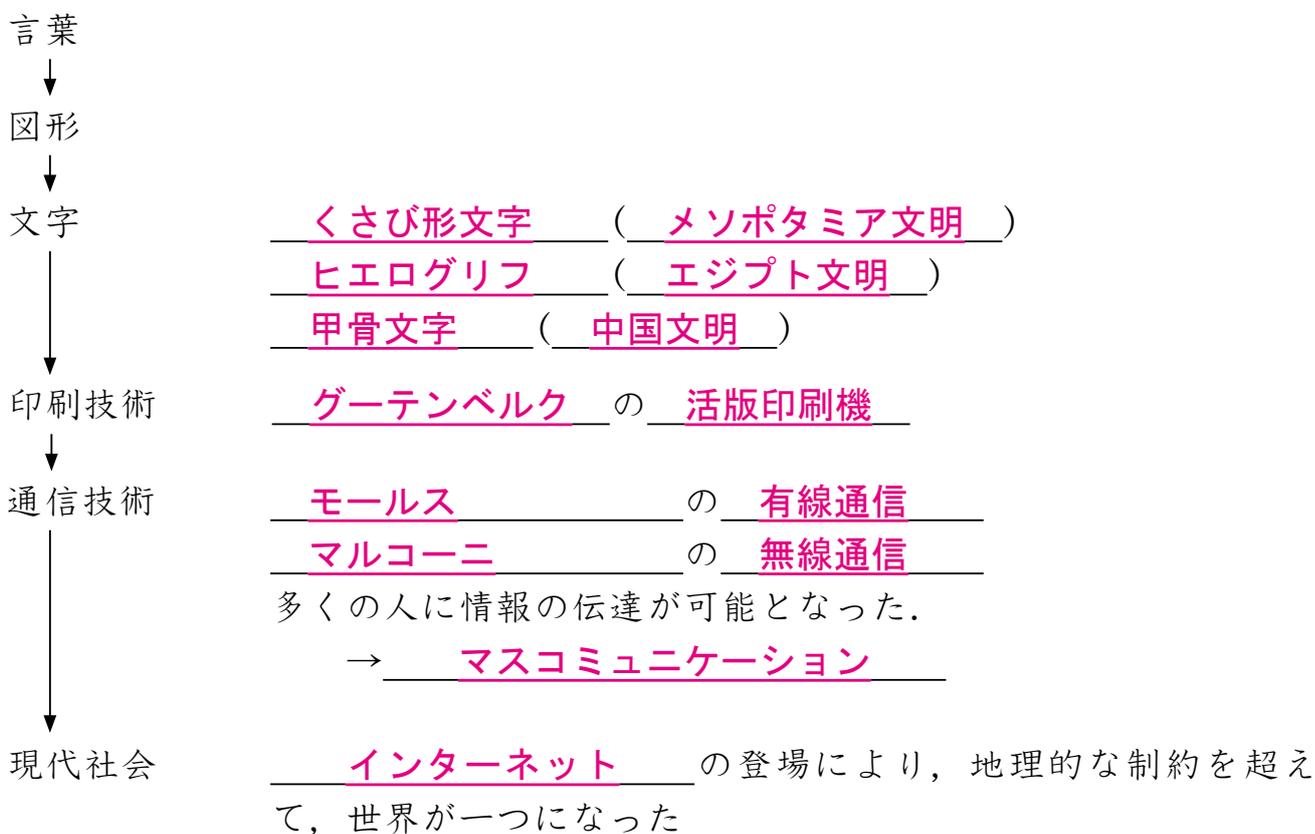
○言葉を用いたコミュニケーション → バーバルコミュニケーション

○身振りなど、言葉を用いないコミュニケーション
→ ノンバーバルコミュニケーション

コミュニケーションの過程



2 コミュニケーション手段の発達



2 インターネットの広がり (pp.18-19.)

1 さまざまなコミュニケーション

コンピュータ の登場により、色々なことができるようになった。



コンピュータ同士を相互に接続して、情報交換が容易になった。

↳ コンピュータネットワーク (ネットワーク)



現在では、様々な情報機器をネットワークに接続することができる。

A.L. 身の回りにある情報機器をあげてみよう。

- ・コンピュータ
- ・スマートフォン
- ・タブレット など

2 コミュニケーションサービスの種類

コミュニケーションサービスとは

インターネット上で、人と人とのコミュニケーションを行うためのサービス。

A.L. みんなが使っているコミュニケーションサービスをあげてみよう。

- ・ SNS
- ・ 電子メール
- ・ WWW (Web ページ)
- ・ 動画配信
- ・ テレビ会議 など

資料 1-1 ソーシャルメディア (pp.20-21.)

1 ソーシャルメディアと SNS

ソーシャルメディア

インターネット上に形成された大規模なコミュニティ。



人々が互いに情報を発信し合って共有するコミュニティ。

↳社会的に影響力を持っている

SNS (Social Networking Service)

人と人とのつながりを促進・支援する，コミュニティ型の Web サイトおよびネットサービス。

A.L. SNS にはどのようなアプリがあるかあげてみよう。

- ・ Facebook
- ・ Twitter
- ・ インスタグラム など

2 ソーシャルメディアの活用と課題

A.L. ソーシャルメディアはどのような場所で活用できるか考えてみよう。

- ・ 共通の友人を作る
- ・ 災害時の安否確認
- ・ 災害時の救助要請 など

A.L. ソーシャルメディアで問題となる課題を考えてみよう。

- ・ 知られたくない情報の拡散
- ・ 不用意な情報発信
- ・ SNS 依存症 など

資料 1-2 インターネット上のコミュニケーションの特性 (pp.22-23.)

1 コミュニケーションの形態

1対1 … 個人と個人で行うコミュニケーション形態

具体的なメディア 電話, 電子メール など

1対多 … 個人あるいは組織から不特定多数の人に発信するコミュニケーション形態

具体的なメディア 新聞, 雑誌, テレビ, Web サイト など

2 時間を越えたコミュニケーション

同期 … 送り手と受け手が同じ時間を共有する形態

具体的なメディア 電話, 生中継 など

非同期 … 送り手と受け手が同じ時間を共有しない形態

具体的なメディア 電子メール, Web サイト, ブログ など

メッセージ交換アプリは同期・非同期

↳ ほぼリアルタイムでメッセージの交換ができるアプリ。 → LINE など

3 インターネットの匿名性^{とくめいせい}

インターネットは、自分自身を明らかにせずやり取りが可能である。



自分の発言に責任を持っていない。

A.L. 発言に責任を感じていないことで生じる問題を考えてみよう。

- ・ いじめ
- ・ 誹謗中傷 など

プロバイダ責任制限法 (2001年11月22日衆議院本会議で可決・成立)

インターネットで、問題となる行為があった場合に、プロバイダに責任の範囲や、情報発信者の情報の開示を請求する権利を定めた法律。

つまりこの法律何ができるの～要約～

- ・ 情報の削除請求
- ・ 情報発信停止
- ・ 発信者の情報開示

組 番
名前

3 情報の収集と信憑性の判断 (pp.24-25.)

1 情報の収集と検索

検索エンジン … インターネット上に存在する情報を検索するための機能、及び Web サイトの総称。

具体例 Google, YAHOO! JAPAN など

2 送り手の意図と編集

インターネット上の情報には、マスメディア[†]が発信するものだけではなく、個人からの情報も混在している。



信憑性 を判断することが重要。

- 情報源 がどこなのかを確かめる。
- 情報の発信日時・更新日時を確かめる。
- 客観的な事実なのか、特定の個人や組織の意見や推測なのか確かめる。
- 複数の情報源 から同じ情報が得られるか確かめる。
- 専門家に聞いて確かめる。
- 自分で見たり、実行したりして確かめる。

3 個人による情報発信

個人による軽率な情報発信が社会的問題を引き起こすことがある。



デマ 本当ではないと分かっている、意図的に情報を広めること。

流言 真偽が確かめられていない情報が口コミで広がっていくこと。意図的に誤った情報を流そうとする悪意はない。

†：マスメディア 不特定多数の受け手へ向けての情報伝達手段となるメディア。

A.L. 身の回りにおける具体的なマスメディアを挙げてみよう。

- ・新聞
- ・テレビ
- ・ラジオ など

組 番
名前

4 サイバー犯罪とその対策① (pp.28-29.)

1 サイバー犯罪

サイバー犯罪…コンピュータやインターネットなどを利用した犯罪。

A.L. 具体的なサイバー犯罪を挙げてみよう。

- ・クラッキング（ハッキング）
- ・乗っ取り（遠隔操作）
- ・ワンクリック詐欺
- ・不正アクセス
- ・コンピュータウイルス
- など

2 情報漏洩

情報漏洩…本来、関係者以外に知られてはいけない情報が、外部に漏れてしまうこと。

↓
サイバー犯罪の引き金となる。

↓
何が起こるかわからない

3 マルウェアに対する対策

マルウェア…「悪意のある」という意味で、利用者にとって迷惑な動作をするソフトウェアの総称。

- (スパイウェア) … 利用者の情報を盗み取る。
- (コンピュータウイルス) … 不正プログラムによって、コンピュータの動作に異常を引き起こす。
- (ランサムウェア) … データを見られなくし、金銭と引換にデータを見られるようにする。(実際には見ることはできない)
- (ボット) … コンピュータを不正に操作する。

マルウェア対策

- (ウイルス対策ソフト) … ウイルスを発見し、そのウイルスに対して駆除・隔離し無害化する機能を持つソフトウェア。
- (セキュリティ対策ソフト) … コンピュータを様々な悪意のある攻撃から総合的に守る機能を持ったソフトウェア。

5 サイバー犯罪とその対策② (pp.30-31.)

1 不正アクセス

他人のIDやパスワードを用いて、ネットワークに不正に接続したり、ソフトウェアの弱点である セキュリティホール を突いて不正に侵入したりすること。



不正アクセス禁止法 により、禁止されている。

2 インターネットで見られる詐欺の手口

フィッシング → 実在する銀行や会社などからメールであるかのように装い、利用者から個人情報を不正に入手する詐欺。

ワンクリック詐欺 → メールやWebサイトにあるリンクをクリックしただけで、一方的に登録されたことにされ、利用料金を請求する詐欺。

3 個人認証によって情報を守る

個人認証 → 利用者が本人であることを確認すること。

ユーザID 利用者ごとに個別に割り当てられた識別記号

パスワード 本人しか知り得ない文字列など

生体認証 人間の身体的特徴や行動の癖などを用いた認証

アクセス制限 → ファイルやフォルダごとに、パスワードなどを用いて、読み書きの制限を行うこと。

A.L. 生体認証にはどのようなものがあるか考えてみよう

指紋, 虹彩(目), 動静脈, 文字 など

4 フィルタリング

フィルタリング → インターネット上の情報などを一定の基準で評価判別し、選択的に排除する機能。



法的に、18歳未満の青少年がスマホなどを利用する場合に、フィルタリングサービスを適用することを義務づけている。



青少年インターネット環境整備法

組 番
名前

6 知的財産とその保護① (pp.32-33.)

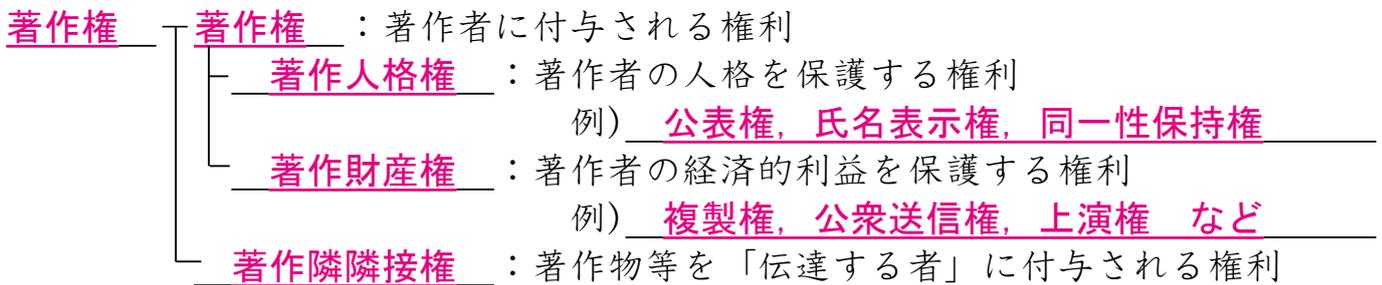
1 知的財産権

知的財産権 人間の知的活動によって生み出されたものを保護する権利の総称。

著作権 → 知的財産権のうち、文化や芸術に関する権利の総称。

産業財産権 → 知的財産権のうち、産業や経済に関する権利の総称。

2 著作権



著作権の保護期間

個人の場合 → 著作者の 死後70年間 保護される。

団体の場合 → 公表後70年間 保護される。

3 産業財産権

産業財産権

— 特許権 : 高度な発明を保護する権利

保護期間: 出願より20年間

— 実用新案権 : アイデアを保護する権利

保護期間: 出願より10年間

— 意匠権 : デザインや形状を保護する権利

保護期間: 出願より25年間

— 商標権 : 商品名などを保護する権利

保護期間: 登録より10年間

※商標権は 更新制度 を持っている。

7 知的財産とその保護② (pp.34-35.)

1 著作権が及ばない場合

著作権は、特段の場合に限り、保護を受けないことがある。

- ① 憲法や法令、行政の通達、裁判の判決文
広く国民に知らせたほうがよいものには著作権がない。
- ② 保護期間を過ぎた著作物
パブリックドメイン となり自由に利用できる
※知的創作物だが、権利が発生していない、又は消滅したもの。
- ③ 著作権法の制限規定
 - ・ 私的利用 のための複製 (第30条)
 - ・ 引用 (第32条)
 - ・ 教育期間 における複製 (第35条)
 - ・ 非営利目的 の演奏など (第38条)

2 著作物利用の実際

著作物を利用する場合は、著作権者と直接交渉するのが原則である。但し、次のような状況もある。

- ① 著作権管理団体への一任
代表的な著作権管理団体 → 一般社団法人日本音楽著作権協会 (JASRAC)
- ② DRM
デジタル化されたコンテンツの複製回数や再生回数、日時などを制限し、著作権を保護する技術の総称。
- ③ 容認

A.L. 著作権の無断使用を容認する理由を考えてみよう。

宣言効果 など

8 個人情報とプライバシー (pp.36-37.)

1 個人情報とプライバシー

個人情報とは、生存している個人を識別できる情報。

A.L. 具体的な個人情報を挙げてみよう。

氏名, 住所, 年齢, 性別, 生年月日
電話番号, 学歴, 職歴 など

プライバシーとは、「私生活上のこと」であって「他人に知られたくないこと」とされている。

プライバシー権… 私生活をみだりに公開されない権利

※法律として明文化されていないが判例の積み重ねで認められてきた権利。

2 肖像権

肖像権とは、人の顔や容姿などの肖像に関する権利。

肖像権（人格権）

自分の顔や姿などを無断で撮影されたり公表されたりすることを拒否できる権利。

肖像権（財産権）**【パブリシティ権】**

多くのひとを引きつけることができる芸能人などが持つ、氏名・肖像の経済的な価値についての権利。